

農業保険法に基づく  
家畜共済の概要

令和3年4月

経営局保険課・保険監理官

農林水産省



【略語とその定義一覧】

略語	定義
法	農業保険法（昭和22年法律第185号）
施行令	農業保険法施行令（平成29年政令第263号）
規則	農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）
事業規程等	事業規程及び共済事業の実施に関する条例
組合等	農業共済組合、共済事業を行う市町村又は全国連合会
全国連合会	全国の区域をその区域とする農業共済組合連合会
特定組合	一又は二以上の都道府県の区域をその区域とする農業共済組合
特定組合等	特定組合又は全国連合会
都道府県連合会	都道府県の区域をその区域とする農業共済組合連合会
組合員等	農業共済組合又は全国連合会の組合員又は共済事業を行う市町村との間に共済関係の存する者
群単位肉豚	離乳の日（その日後に飼養するに至った肉豚については、その飼養するに至った日）を同一とする肉豚の群を単位として共済価額を設定する肉豚
と畜後廃用事故	BSE又は牛伝染性リンパ腫に係る廃用事故のうち、と畜場でBSE又は牛伝染性リンパ腫と診断されたもの
指定獣医師	指定契約に基づき、組合員等からの依頼を受けて共済金の代理受領等を行うことのできる獣医師
共済掛金区分	死亡廃用共済又は疾病傷害共済の別ごとの共済目的の種類
共済掛金区分等	（死亡廃用共済）共済掛金区分及び事故除外の事故の別 （疾病傷害共済）共済掛金区分及び疾病及び傷害による損害のうち診療技術料等と診療技術料等以外の別
家畜共済区分	共済掛金区分、事故除外の事故の別、診療技術料等を都道府県連合会又は政府の保険に付す共済関係と付さない共済関係の別

# 目 次

## 家畜共済制度の仕組み

1. 機構	1
2. 共済目的の種類	2
3. 加入資格者	2
4. 共済関係の成立	2
5. 共済責任の開始と共済掛金期間	4
6. 共済事故	4
7. 共済価額	7
8. 共済金額	9
9. 共済掛金	10
（参考）共済掛金標準率の全国平均	12
10. 共済掛金の国庫負担	13
11. 包括共済関係に係る共済金額等の変更	14
12. 共済金の支払	15
13. 損害認定	17
14. 共済責任の分担	21
15. 共済掛金国庫負担の処理	24
16. 農業経営収入保険への移行に伴う共済関係の解除	24
17. 損害防止	24
18. 家畜診療所	25
（参考）危険段階別共済掛金率の設定・適用について	26

# 家畜共済制度の仕組み

## 1. 機 構

農業共済制度は、同様の危険にさらされている多数の農業者が共済掛金を出し合って共同準備財産を造成しておき、災害があったときに、その共同準備財産をもって被災農業者に共済金の支払いをするという農業者の相互扶助を基本とした制度である。

我が国は地理的、気象的条件から災害が多く、また、その範囲も広くかつ激甚である。このため、農業共済事業は、地域的な危険分散を図るとともに、広範囲に激甚な災害が発生しても共済金の支払に支障を来さぬよう政府の再保険が措置されている。

### (1) 3段階制

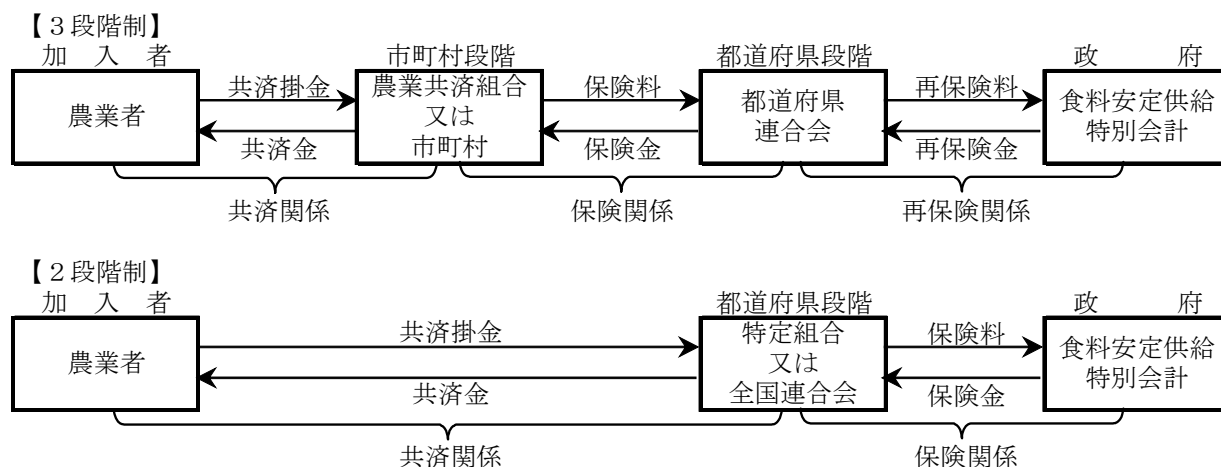
一又は二以上の市町村の区域をその区域とする農業共済組合又は共済事業を行う市町村が組合員等から共済責任を負うとともに、その共済責任の大部分を都道府県連合会の保険に付し、更に、都道府県連合会の負う保険責任の一部を政府の再保険に付している。

### (2) 2段階制

特定組合が組合員から共済責任を負うとともに、その共済責任の一部を政府の保険に付している。

なお、農業経営収入保険の実施主体として設立した全国連合会は、次のような場合に農業共済事業の実施が可能であり、この場合、特定組合と同様に組合員から共済責任を負うとともに、その責任の一部を政府に保険することとなる。

- ① 特定組合又は都道府県連合会及びその組合員たる全ての農業共済組合と合併したとき。
- ② 農業共済組合から農業共済事業を譲渡されたとき。
- ③ 農業共済組合又は共済事業を行う市町村が、その区域内において農業共済事業の実施を全国連合会に申出したとき。
- ④ 特定組合又は都道府県連合会が、農業共済組合又は共済事業を行う市町村が存しない地域において農業共済事業の実施を全国連合会に申出したとき。



(3) 事業の実施（法99）

家畜共済事業は、必須共済事業であり、原則として組合等は家畜共済事業を行わなければならない。

ただし、一の共済目的の種類について、家畜共済の共済関係が存しない状態が相当期間にわたり継続すると認められるとき等は、当該種類を共済目的の種類としないことができる。

2. 共済目的の種類（法98①二、三、②、規則40）

牛、馬及び豚。ただし、組合員等の申出により、子牛等（子牛及び牛の胎児をいう。）を共済目的とすることができる。

なお、死亡廃用共済及び疾病傷害共済の対象となる共済目的は次のとおり。

共済目的		基準	死亡廃用共済	疾病傷害共済
牛	成牛	出生後第5月の月の末日（農林水産大臣が特定の地域についてその日前的日を定めたときは、その日）を経過した牛	○	○
	子牛等	子牛	○	○
		牛の胎児		その母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日に達した胎児
馬		出生の年の末日（農林水産大臣が特定の地域についてその日前的日を定めたときは、その日）を経過した馬	○	○
豚	種豚	出生後第5月の月の末日を経過した種豚	○	○
	肉豚	出生後第20日の日（その日に離乳していないときは、離乳した日）に達している肉豚。 ※このうち群単位肉豚にあつては、出生後第8月の月の末日を経過していないものに限る。	○	

3. 加入資格者（法20①二）

家畜共済の加入資格を有する者は、当該事業の実施区域内に住所を有し、かつ、死亡廃用共済又は疾病傷害共済において共済目的の種類とされている家畜につき養畜の業務を営む農業者である。

4. 共済関係の成立（法115、140、規則72②、101、102）

(1) 共済関係の成立

家畜共済の共済関係は、組合員等が、包括共済関係にあつては(2)のアの包括共済家畜区分の家畜を一体として、個別共済関係にあつては家畜1頭ごとに、死亡廃用共済又は疾病傷害共済に付することを申し込み、(3)に掲げる場合を除き、組合等がこれを承諾することによって成立する。

なお、廃業等により家畜共済への加入を止めない限り、共済関係は継続する。

(2) 共済関係の成立単位

ア 包括共済関係

次に掲げる包括共済家畜区分ごと

<包括共済家畜区分>

対象家畜	包括共済家畜区分	
	死亡廃用共済	疾病傷害共済
満24月齢以上の乳牛の雌であって搾乳の用に供されるもの	搾乳牛	乳用牛 (子牛選択あり・なし)
満24月齢未満の乳牛の雌 牛の胎児のうち乳牛であるもの	育成乳牛 (子牛等選択あり・なし)	
満24月齢以上の肉用牛の雌であって繁殖の用に供されるもの	繁殖用雌牛	肉用牛 (子牛選択あり・なし)
搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛 牛の胎児のうち乳牛でないもの	育成・肥育牛 (子牛等選択あり・なし)	
満36月齢以上の馬の雌であって繁殖の用に供されるもの	繁殖用雌馬	一般馬
繁殖用雌馬及び種雄馬以外の馬	育成・肥育馬	
種豚	種豚	種豚
肉豚	肉豚	

イ 個別共済関係

次に掲げる家畜1頭ごと

- (ア) 種雄牛 (12歳以下のもの)
- (イ) 種雄馬 (明け17歳未満のもの)
- (ウ) 包括共済家畜区分に属する家畜 (子牛等及び肉豚を除く。) で次の事由に該当する家畜 (牛にあつては12歳以下、馬にあつては明け17歳未満、種豚にあつては6歳以下のもの)
  - ① 包括共済関係の申込みにつき、(3)のアに該当するため承諾を拒まれたこと。
  - ② 同一の包括共済家畜区分に属する家畜につき組合員等との間に個別共済関係が存していること。

(3) 承諾義務の例外

ア 包括共済関係

- (ア) イのいずれかの事由に該当する家畜があるため、申込みを承諾するとすれば、その家畜と同一の包括共済家畜区分に属する家畜を包括共済関係に係る家畜共済に付している者との間に著しく衡平を欠くこととなるおそれがあること。
- (イ) 家畜の飼養頭数を効率的に確認するための組合員等の協力を得られないこと。

## イ 個別共済関係

- (ア) 発育不全、衰弱、奇形、不具若しくは悪癖の著しい家畜又は個別共済関係における家畜の年齢に適合しない家畜
- (イ) 疾病にかかり、又は傷害を受けている家畜
- (ウ) 通常の方法と著しく異なる方法で飼養管理若しくは供用され、又はそのおそれがあり、その飼養管理又は供用の方法からみてその家畜と同種の家畜と比べて共済事故の発生する度合いが著しく大きいと認められる家畜

## 5. 共済責任の開始と共済掛金期間（法142、規則103）

### (1) 共済責任期間の開始

組合等が組合員等から共済掛金の支払を受けた日の翌日から始まる。

ただし、共済責任開始の日を統一するため組合等が組合員等との協議により特定の日に関済責任が始まる旨を定めたときは、その特定の日から始まる。

### (2) 共済掛金期間

1年間（群単位肉豚は出生後第20日の日（その日に離乳していないときは、離乳した日）から出生後第8月の月の末日までの期間）である。

ただし、事業規程等で定めるところにより、共済掛金期間の始期又は終期を統一する場合は、1年未満とすることができる。

## 6. 共済事故（法98①二、三、117、施行令17①、規則49、74）

### (1) 死亡廃用共済の共済事故

#### ア 死亡事故

牛、馬及び豚の死亡。ただし、次の場合を除く。

#### (ア) と殺による死亡

- (イ) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）第58条第1項（第4号に係る部分に限る。）の規定による手当金、同条第2項の規定による特別手当金又は同法第60条の2第1項の規定による補償金の交付の原因となる死亡

※と殺のほか、家畜が伝染性疾病に罹病する等し、家伝法に基づく検査や投薬等を行ったため死亡等した場合や、口蹄疫のまん延を防止するため殺処分した場合をいう（これらのケースは、家伝法に基づき当該家畜の評価額相当の手当金等が支出されるため）。



イ 廃用事故

次の要件に該当する牛（牛の胎児を除く）、馬及び種豚の廃用

区分	廃用の要件
1号廃用	疾病又は不慮の傷害（3号廃用に掲げる疾病及び傷害を除く。）によって死にひんしたとき。
2号廃用	不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥ったとき（家伝法第58条第2項の規定による特別手当金又は同法第60条の2第1項の規定による補償金の交付の原因となると殺又は殺処分が行われることが判明したときを除く。）。
3号廃用	骨折、は行、両眼失明、牛伝染性リンパ腫、伝達性海綿状脳症若しくは創傷性心臓の炎症で治癒の見込みのないもの又は放線菌症、歯牙疾患、顔面神経まひ若しくは不慮の舌断裂で採食不能となるもので治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったとき（と畜後廃用事故を含む。）。
4号廃用	盗難その他の理由によって行方不明となった場合であって、その事実の明らかとなった日から30日を下らない範囲において事業規程等で定める期間以上生死が明らかでないとき。
5号廃用	乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が、治癒の見込みのない生殖器の疾病又は傷害であって当該家畜に係る共済責任の始まった時以降に生じたことが明らかなものによって繁殖能力を失ったとき。
6号廃用	乳牛の雌が治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は傷害であって当該家畜に係る共済責任の始まった時以降に生じたことが明らかなものによって泌乳能力を失ったことが泌乳期に明らかとなったとき。
7号廃用	牛が出生時において奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかなきとき。

(2) 死亡廃用共済の事故除外方式

ア 共済事故の一部除外の申出

組合員等は、死亡廃用共済の包括共済関係について、当該共済関係ごと及び共済掛金期間ごとに、次の事故を共済事故としない旨の申出をすることができる。ただし、群単位肉豚の共済関係は事故除外方式の申出はできない。

包括共済家畜区分(死廃)	共済事故としないもの
搾乳牛、育成乳牛	次に掲げるいずれかの共済事故 a 火災、伝染性の疾病（家伝法第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病に限る。以下同じ。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）（以下「特定事故」という。）による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用 b 特定事故による廃用以外の廃用 c 5号廃用及び6号廃用

繁殖用雌牛、育成・肥育牛	次に掲げるいずれかの共済事故 a 特定事故による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用 b 特定事故による廃用以外の廃用 c 1号廃用、2号廃用及び3号廃用
繁殖用雌馬又は育成・肥育馬	特定事故による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用
種豚	次に掲げるいずれかの共済事故 a 特定事故による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用 b 1号廃用、2号廃用及び3号廃用
特定肉豚	火災、伝染性の疾病（家伝法第4条第1項の届出伝染病にあつては、ニパウイルス感染症及び豚テシオウイルス性脳脊髄炎に限る。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡以外の死亡

イ 事故除外の申出の基準

アの事故除外の申出は、その者に係る家畜の飼養に関する条件が、次の基準に適合するとき限り、することができる。

包括共済家畜区分(死廃)	基準
搾乳牛又は育成乳牛	次に掲げる要件のいずれにも該当すること。 a 当該共済掛金期間の開始の時に現に飼養する搾乳牛又は育成乳牛の頭数が6頭以上であること。 b 搾乳牛又は育成乳牛につき、当該共済掛金期間の開始前5年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。
繁殖用雌牛、育成・肥育牛、繁殖用雌馬、育成・肥育馬又は種豚	当該包括共済家畜区分に係る家畜につき、当該共済掛金期間の開始前5年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。
特定肉豚	次に掲げる要件のいずれにも該当すること。 a 当該共済掛金期間の開始の時に現に飼養する肉豚の頭数が200頭以上であること。 b 肉豚につき、当該共済掛金期間の開始前5年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。

(3) 疾病傷害共済の共済事故 疾病及び傷害

## 7. 共済価額（法143③、規則104、107）

死亡廃用共済の共済価額は次のとおりである。

### (1) 包括共済関係

#### ア 肉豚以外

共済掛金期間中に飼養すると見込まれる家畜の価額（次の金額）の合計金額として、当該共済掛金期間の開始前に算定された金額とする。ただし、共済掛金期間中の飼養実績が、期首の飼養見込みと異なる場合は、当該実績に基づく金額とする。

家畜の区分	金額
搾乳牛、繁殖用雌牛、繁殖用雌馬及び種豚	共済掛金期間の開始時（その時後に飼養することとなる家畜にあっては、その飼養することとなる時）の家畜の価額
育成乳牛、育成・肥育牛及び育成・肥育馬（牛の胎児を除く。）	<p>共済掛金期間の終了時の家畜の価額</p> <p>※その時前に飼養しないこととなる家畜にあっては、次の金額</p> <p>a 育成乳牛 = 当該牛の満23月齢の時ににおける価額</p> <p>b 育成・肥育牛</p> <p>(a) 共済掛金期間中に繁殖用雌牛の共済関係に付される場合 = 当該牛の満23月齢の時ににおける価額</p> <p>(b) (a)以外の場合 = 当該牛を共済掛金期間の終了まで飼養したとした場合の終了時の価額</p> <p>c 育成・肥育馬</p> <p>(a) 共済掛金期間中に繁殖用雌馬の共済関係に付される場合 = 当該馬の満35月齢の時ににおける価額</p> <p>(b) (a)以外の場合 = 当該馬を共済掛金期間の終了まで飼養したとした場合の終了時の価額</p>
牛の胎児	<p>一定期間における牛の価格を基礎として次により算定される牛の出生の日における価額に相当する金額</p> <p>① 乳用種 = 組合等の区域内における乳用種の初生牛の価格</p> <p>② 肉用種 = 次式により算出される金額。ただし、その算出された金額がCを下回る場合はCの金額</p> $\left[ \left( \frac{A}{\frac{(B-C)}{D} \times E + C} - 1 \right) \div 4 + 1 \right] \times C$ <p>A：組合等の区域内の肉用種の素牛の雄の価格と雌の価格の平均価格</p> <p>B：組合等の区域内の交雑種の素牛の価格</p> <p>C：組合等の区域内の交雑種の初生牛の価格</p> <p>D：組合等の区域内の交雑種の素牛の平均取引月齢</p> <p>E：組合等の区域内の肉用種の素牛の平均取引月齢</p> <p>③ 交雑種 = 組合等の区域内の交雑種の初生牛の価格</p>

(注) 価額は、組合等において定める評価基準による。

評価基準は、品種、月齢等ごとに、家畜市場における過去1年間の平均価格等を基礎に定める。

## イ 肉豚

肉豚の区分	金額
特定肉豚	基準期間ごとに、当該基準期間の開始時において組合員等が現に飼養している肉豚の価額の合計金額 ※基準期間 = 共済責任期間の開始の日から最初の基準日（共済掛金期間開始の日から1月を経過するごとの日をいう。以下同じ。）までの期間及び各基準日の翌日から次の基準日までの期間をいう。
群単位肉豚	飼養区分ごとに、共済掛金期間の開始時における当該飼養区分に属する肉豚の価額の合計金額 ※飼養区分 = 離乳の日（その日後に当該組合員等が飼養するに至った肉豚については、その飼養するに至った日）を同一とする肉豚の群の別をいう。

(注) ① 価額は、組合等において定める評価基準による。

評価基準は、20日齢の価額に相当する金額とし、家畜市場における過去1年間の子豚の平均価格等を基礎に定める。

② 群単位肉豚は、次に掲げる要件のいずれかを満たさない者の飼養する肉豚とする。

- a 畜舎への立入調査により、母豚の頭数、畜舎の構造及び敷地面積その他肉豚の飼養頭数の確認のために必要な事項が把握できること。
- b 過去3年間においてその者の飼養する母豚の繁殖成績及び当該母豚から出生した豚の離乳の日に至るまでの死亡率を記録しており、かつ、今後も当該繁殖成績及び死亡率を記録することが確実であると見込まれること。
- c 過去3年間においてその者の飼養する母豚から出生した豚が、その者の出荷する肉豚（養畜の業務の規模の著しい変更に伴う共済目的たる肉豚の譲受け又は共済事故の発生による飼養頭数の減少を補うことを目的とする共済目的たる肉豚の譲受けにより飼養するに至ったものを除く。）のおおむね全頭を占めており、かつ、今後ともその者の飼養する母豚から出生した豚がその者の出荷する肉豚のおおむね全頭を占めることが確実であると見込まれること。
- d 過去3年間において出荷した肉豚の頭数に関する資料の提出につき協力が得られる者に肉豚を出荷しており、かつ、今後とも肉豚を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれること。

## (2) 個別共済関係

共済掛金期間の開始時の家畜の価額とする。

家畜の価額は、組合等が、家畜市場の平均価格を基礎に定める。ただし、当該金額が当該家

畜の取引価額と比較して適当でないと考えられる場合は、損害評価員の合議によって価額を決定する。

## 8. 共済金額（法143①②、規則106、108、109）

共済金額は、共済掛金期間（群単位肉豚にあつては飼養区分）ごとに、次により算定される金額である。

※共済金額は、共済掛金期間内に共済事故により被害が生じた場合に組合等が支払う共済金の最高限度額であつて、この金額の範囲内で損害の程度に応じて共済金が支払われる。また、共済掛金もこの金額を用いて算定される。

### (1) 死亡廃用共済

共済価額の2割（肉豚にあつては4割）から8割の範囲内で、組合員等が申し出た金額である。

ただし、7の(1)のアのただし書により共済責任期間中の飼養実績に基づく共済価額に変更することとなる場合は、共済掛金期間の開始時において共済掛金期間中に飼養すると見込まれた家畜の価額の合計金額に対する共済掛金期間中に飼養した家畜の価額の合計金額の割合を乗じるものとする。

### (2) 疾病傷害共済

共済掛金期間ごとに、次式により算定される病傷共済金支払限度額を超えない範囲内で組合員等が申し出た金額である。

病傷共済金支払限度額 = 期首の引受価額 × 病傷共済金支払限度率 × 短期係数

※期首の引受価額 =

包括共済関係の場合：期首時点の飼養家畜の合計価額（「50万円×期首時点の飼養頭数」を上限）

個別共済関係の場合：期首時点の当該家畜の価額（50万円を上限）

※病傷共済金支払限度率は、年間の総診療費が、常識的な水準を超えないような給付に抑えるために、包括共済関係ごと及び個別共済関係ごとに、過去3年間の被害率を基礎に農林水産大臣が定める。

※短期係数 =  $n / 12$

nは、共済掛金期間の月数（1月未満の端数があるときは、当該端数を1月とする。）

## 9. 共済掛金（法116、144、規則73⑤⑥）

### (1) 共済掛金

#### ア 死亡廃用共済の共済掛金

共済掛金 = 共済金額 × 共済掛金率 × 短期係数

※短期係数 =  $n / 12$

nは、共済掛金期間の月数（1月未満の端数があるときは、当該端数を1月とする。）

※7の(1)のアのただし書に該当する場合は、共済掛金の期末調整を行う。

#### イ 疾病傷害共済の共済掛金

共済掛金 = 共済金額 × 共済掛金率

### (2) 共済掛金率

共済掛金率は、共済掛金区分等ごと及び危険段階ごとに、基準共済掛金率を下回らない範囲内において事業規程等で定める。なお、疾病傷害共済の共済掛金率のうち診療技術料等に対応する共済掛金率を当該基準共済掛金率より高く定める場合は、過去一定年間における各年の被害率のうち最も高いものを基礎として農林水産大臣が定める率の範囲内とする。

※基準共済掛金率（共済掛金区分等ごと及び危険段階ごと）は、その率を危険段階ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が農林水産大臣が定める共済掛金標準率（共済掛金区分等ごと）に一致するように、組合等が定める。

※農林水産大臣が定める共済掛金標準率は、過去3年間の被害率を基礎とし、組合等の積立金の水準に応じた調整を行って定める。

※農林水産大臣が定める共済掛金標準率は、3年ごとに一般に改定する。

### (3) 危険段階別共済掛金率の設定・適用

危険段階別共済掛金率は、共済掛金標準率の改定に合わせて、3年ごとに設定する。

組合員等に適用する危険段階は、組合員等ごとの共済金の受取状況に応じて、毎年判定する。（詳細はP26を参照）

### (4) 共済掛金の払込み

ア 組合等との間に死亡廃用共済又は疾病傷害共済の共済関係の成立した者は、加入申込みの承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内（5の(1)のただし書の特定の日から共済責任が開始することとした場合は、当該特定の日から2週間以内）に共済掛金の払込みをするものとし、組合等は当該払込期限を過ぎて共済掛金の払込みを受けたときは、改めて加入の申込みがあったものとみなして取り扱う。

イ 継続加入する組合員等は、新たな共済掛金期間に対する共済掛金を、その前の共済掛金期間の満了の日まで（2週間の猶予期間がある。）に組合等に払い込む。

(5) 共済掛金の分納

組合員等は、死亡廃用共済又は疾病傷害共済の包括共済関係について、事業規程等の定めるところにより、次のア又はイに掲げる場合には、当該組合員等の申請に基づき共済掛金をそれぞれに掲げる回数（事業規程等で定める回数）に分割して払い込むことができる。

この場合、組合員等は、第2回目以降の払込みにつき、担保を供し又は保証人を立て、かつ、組合等の定める書類を添付してしなければならない。

ア 共済掛金期間が1年である包括共済関係で、共済掛金期間ごとの共済掛金が事業規程等で定める金額以上である場合 2回、3回又は4回（特定肉豚に係る共済関係にあっては、2回、3回、4回又は12回）

イ 共済掛金期間の始期又は終期を統一することにより同期間を1年未満とする共済関係で、同期間が6か月以上12か月未満のものについて、当該共済関係に係る共済掛金が事業規程等で定める金額以上である場合 2回（特定肉豚にあっては、当該共済掛金期間の月数に相当する回数）

また、組合員等は、共済掛金を分割回数で除して得た金額のうち、第1回目を(4)の払込期限までに、第2回目以降は第1回目の共済掛金の払込期限の日の翌日から起算して共済掛金期間の月数を分割回数で除して得た月数を経過するごとの日までに、それぞれ払い込む。

(参考)

共済掛金標準率の全国平均

(単位：%)

	死亡 廃用 共済								疾病 傷害 共済				
	搾乳牛	育成乳牛	繁殖用雌牛	育成・肥育牛	繁殖用雌馬	育成・肥育馬	種豚	肉豚		乳用牛	肉用牛	一般馬	種豚
								特定肉豚	群単位肉豚				
	6.527	1.821	1.931	1.889	2.609	1.385	3.899	18.318	8.933	48.227	32.392	57.915	18.856
事故除外 (注)													
①	0.056	0.056	0.056	0.056	0.056	0.056	0.025	—	—	—	—	—	—
②	3.508	1.536	1.521	1.575	—	—	—	—	—	—	—	—	—
③	6.447	1.807	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
④	—	—	1.385	1.675	—	—	3.552	—	—	—	—	—	—
⑤	—	—	—	—	—	—	—	0.047	—	—	—	—	—

(注) 除外する事故（6（2）を参照。）

- ① 特定事故による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用
- ② 特定事故による廃用以外の廃用
- ③ 5号廃用及び6号廃用
- ④ 1号廃用、2号廃用及び3号廃用
- ⑤ 特定事故（届出伝染病はニパウイルス感染症及び豚エンデロウイルス性脳脊髄炎に限る。）による死亡以外の死亡



## 10. 共済掛金の国庫負担（法12）

国庫は、組合員等が支払うべき共済掛金のうち次に掲げる金額を負担する。

### (1) 死亡廃用共済

$$\text{共済掛金国庫負担額} = \text{共済金額} \times \text{基準共済掛金率} \times \text{短期係数} \\ \times 1/2 \text{（豚にあつては} 2/5 \text{）}$$

ただし、農林水産大臣が定める金額（国庫負担限度額）を限度とする。

※農林水産大臣が定める金額（国庫負担限度額）

$$= \text{次表の基準金額} \times \text{引受頭数} \times \text{基準共済掛金率} \times \text{短期係数} \\ \times 1/2 \text{（豚にあつては} 2/5 \text{）}$$

区分		基準金額
搾乳牛		710,000 円
繁殖用雌牛		738,000 円
育成乳牛	育成乳牛（牛の胎児を除く。）	710,000 円
	牛の胎児	94,000 円
育成・肥育牛	育成牛	738,000 円
	肥育牛	963,000 円
	牛の胎児	268,000 円
繁殖用雌馬		1,998,000 円
育成・肥育馬		1,998,000 円
種豚		87,000 円
種雄牛	種雄牛（乳用種に限る。）	2,762,000 円
	種雄牛（肉用種に限る。）	1,757,000 円
種雄馬		8,623,000 円

### (2) 疾病傷害共済

$$\text{共済掛金国庫負担額} = \text{共済金額} \times \text{基準共済掛金率} \times 1/2 \text{（豚にあつては} 2/5 \text{）}$$

ただし、農林水産大臣が定める金額（国庫負担限度額）を限度とする。

※農林水産大臣が定める金額（国庫負担限度額）

$$= \text{次表の基準金額} \times \text{引受頭数} \times \text{基準共済掛金率} \times \text{短期係数} \\ \times 1/2 \text{（豚にあつては} 2/5 \text{）}$$

区分		基準金額
乳用牛		887,500 円
肉用牛	繁殖用雌牛及び育成牛	922,500 円
	肥育牛	1,203,750 円
一般馬		2,497,000 円
種豚		108,750 円
種雄牛	種雄牛（乳用種に限る。）	3,452,500 円
	種雄牛（肉用種に限る。）	2,196,250 円
種雄馬		10,778,750 円

## 11. 包括共済関係に係る共済金額等の変更（法143④、規則110、112）

### (1) 異動通知

#### ア 死亡廃用共済

組合員等は、共済目的に次の異動が生じたときは、遅滞なく、その旨を組合等に通知する。

(ア) 農場の譲受け、畜舎の増築等養畜の業務の規模の著しい変更に伴う共済目的たる家畜の譲受け

(イ) 共済事故の発生による飼養頭数の減少を補うことを目的とする共済目的たる家畜の譲受け

(ウ) 養畜の業務の規模の著しい変更に伴い共済目的たる家畜を飼養しないこととなったこと。

#### イ 疾病傷害共済

組合員等は、共済目的に次の異動が生じた場合であって、共済金額の変更を希望するときは、当該異動日から2週間以内にその旨を組合等に通知する。

(ア) 共済目的たる家畜を飼養することとなったこと。

(イ) 養畜の業務の規模の著しい変更に伴い共済目的たる家畜を飼養しないこととなったこと。

### (2) 共済金額等の変更

#### ア 死亡廃用共済

組合等は、(1)のアの通知があったときは、共済掛金期間中に飼養する家畜の変更後の飼養見込頭数等の必要事項を確認し、異動日付けで共済価額及び共済金額を変更し、共済掛金の差額の徴収又は返還を行う。

変更後の共済金額は、以下の式により算定する。

$$\text{変更後の共済金額} = \text{変更後の共済価額} \times \text{共済価額の変更前の付保割合}$$

ただし、共済価額が増加する場合は、組合員等が異動日から2週間以内に、上の式で算定した金額から次のいずれか高い金額までの範囲内の金額を申し出たときは、付保割合を変更して当該金額を共済金額とする。

(ア) 変更前の共済金額

(イ) 変更後の共済価額の20%に相当する金額

#### イ 疾病傷害共済

組合等は、(1)のイの通知があったときは、当該異動に係る家畜の頭数等の必要事項を確認し、異動日付けで共済金額を変更し、共済掛金の差額の徴収又は返還を行う。

変更後の共済金額は、以下の式により算定する。

$$\text{変更後の共済金額} = \text{変更前の共済金額} + (-) \text{増額(減額)金額}$$

※増額(減額)金額は、次の「変更可能な共済金額の上限」以下の金額で組合員等が申し出た金額

変更可能な共済金額の上限

$$= \text{引受価額の変更(増額又は減額)分の金額} \times \text{病傷共済金支払限度率} \\ \times \text{変更前の選択割合} \times \text{短期係数} \times \text{変更後日数割合}$$

※引受価額は、期首は、期首時点の飼養家畜の合計価額(50万円×引受頭数を上限)とし、

a 家畜の増加に係る異動の場合は、次の金額のうち最も小さい金額を増額する。

(a) 異動に係る家畜の合計価額

(b) 「50万円 × 異動後の引受頭数」－「異動前の引受価額」

(c) 「異動後の飼養家畜の合計価額」－「当該異動までの間の引受価額の最高額」

b 家畜の減少に係る異動の場合は、次の金額を減額する。

(a) 「異動に係る家畜の頭数」 ≤ 「当該異動前の引受頭数」－「異動後の飼養頭数」のときは、異動に係る家畜の合計価額

(b) 「異動に係る家畜の頭数」 > 「当該異動前の引受頭数」－「異動後の飼養頭数」のときは、次の金額のうちいずれか大きい金額

① 「異動前の引受価額」－「異動後の飼養家畜の合計価額」

② 「異動前の引受価額」－「50万円 × 異動後の引受頭数」

※引受頭数は、共済金額の算定に用いる組合員等が申し出た頭数をいう。期首は、期首時点の飼養頭数とし、

a 家畜の増加に係る異動に当たっては、次の頭数のうちいずれか小さい頭数を異動前の引受頭数に追加する。

(a) 異動に係る家畜の頭数

(b) 「異動後の飼養頭数」－「当該異動までの間の引受頭数の最大数」

b 家畜の減少に係る異動に当たっては、次の頭数のうちいずれか小さい頭数を異動前の引受頭数から減少する。

(a) 異動に係る家畜の頭数

(b) 「異動前の引受頭数」－「異動後の飼養頭数」

## 12. 共済金の支払（法145、規則115、116、117）

### (1) 死亡廃用共済

死亡廃用共済に係る共済金は、次の式によって算定される計算共済金と純損害額のいずれか低い額とする。ただし、死廃共済金支払限度額を限度とする。免責事由等がある場合は、上記の算定した共済金の額から、免責額を差し引いた額を支払共済金として組合員等へ支払う。

$$\text{計算共済金} = \{ \text{共済事故に係る家畜の価額} - (\text{肉皮等残存物の価額又は廃用家畜の価額} \\ + \text{補償金等}) \} \times \text{共済金額} / \text{共済価額}$$

$$\text{純損害額} = \text{共済事故に係る家畜の価額} - (\text{肉皮等残存物の価額又は廃用家畜の価額} \\ + \text{補償金等} + \text{手当金} + \text{支援金})$$

$$\text{死廃共済金支払限度額} = \text{共済金額} \times \text{死廃共済金支払限度率} \times \text{短期係数}$$

- (注) ① 共済事故に係る家畜の価額は、次のとおり算定する。
- a 搾乳牛等の固定資産的家畜については、期首の資産価値
  - b 日々価値が増加する肥育牛等の棚卸資産的家畜については、事故発生時の資産価値
- ② 補償金等は、当該共済事故による損害を填補することを主たる目的として支払われるものであり、単なる見舞金、家伝法の規定により受けるべき手当金及び組合員等が主体となって構成する相互扶助組織（事業規程等で定めるものに限る。）から事故に際して支払われる支援金を含まない。
- ③ 死廃共済金支払限度額は、組合員等に死廃事故の低減への努力を促すため、牛又は豚に係る包括共済関係であって組合員等ごとの被害率が農林水産大臣の定める支払限度適用除外基準率（過去3年の被害率の都道府県平均）を超える場合（特定肉豚に係る包括共済関係の場合は、全ての組合員等）に適用される。
- ④ 死廃共済金支払限度率は、牛又は豚に係る包括共済関係ごとに、過去3年間の被害率を基礎に農林水産大臣が定める。

## (2) 疾病傷害共済

疾病傷害共済に係る共済金は、次の式①と式②によって算定される額のいずれか低い額とする。免責事由等がある場合は、算定した共済金の額から、免責額を差し引いた額を支払共済金として、共済金額を限度として組合員等へ支払う。

$$\text{①} = \text{診療総点数} \times 10\text{円} \times 90\%$$

$$\text{②} = \text{診療その他の行為によって組合員等が負担した費用} \times 90\%$$

- (注) ① 診療総点数は、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が家畜共済診療点数表に定める点数の合計。使用した医薬品について、家畜共済診療点数表の付表である薬価基準表に基づいて増点した分を含む。
- ② 家畜共済診療点数表に定める診療点数は、人の医療保険と同様に、診療行為等に要した費用を種別ごとに点数化したもの。
- ③ 薬価基準表は、医療品ごとに薬価を定めたものであり、家畜共済診療点数表に定めるところに従い、使用した医薬品の価額に応じて点数を算出するために用いるものである。

### 13. 損害認定（法130、131、172、174、規則82、174）

#### (1) 死亡廃用共済

##### ア 事故発生通知

組合員等は、死廃事故が発生したとき（と畜後廃用事故は、牛伝染性リンパ腫又はBSEと診断されたとき）は、遅滞なく口頭、文書、電話等をもってその旨を組合等に通知するとともに獣医師の検案又は診療を求めなければならない。

##### イ 損害通知

組合員等は、共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、次の書類を組合等へ提出することにより損害通知を行わなければならない。

#### (ア) 死亡事故の場合（肉豚を除く）

##### ① 死廃事故診断書（検案書）

※次の場合は提出不要

- a 母牛の死廃事故に伴う牛の胎児の死亡事故の場合
- b 牛の胎児又は出生後1週間以内の子牛の死亡事故で、組合等の行う確認によって当該牛の胎児等が授精等の後240日に達していないことが明らかとなった場合
- c 組合等が提供させた画像から、種豚が組合等の死亡廃用共済に付されていること及び種豚の死亡事故（特定事故を除く）が生じたことを確認する場合
- d 家畜診療所又は指定獣医師の検案を受けた場合

##### ② 罹災証明書等（火災による事故であって、組合等から提出を求められた場合）

#### (イ) 廃用事故の場合

##### ① 死廃事故診断書（4号廃用を除く）又は警察の盗難被害届の証明書若しくは遺失物届の証明書（4号廃用の場合）

※家畜診療所又は指定獣医師の診療を受けた場合は「死廃事故診断書」の提出不要

##### ② 肉皮等残存物の売渡価格又は廃用家畜の取引価格を明らかにする書類（2号廃用・4号廃用を除く）

##### ③ 罹災証明書等（火災による事故であって、組合等から提出を求められた場合）

##### ④ 次に掲げると畜後廃用関係書類（と畜後廃用事故の場合）

- a 食肉衛生検査所から交付された検査結果又は命令書
- b と畜場法（昭和28年法律第114号）の規定によりと殺若しくは解体禁止となったこと又は全廃棄となったことを明らかにする書類の写し
- c 家畜商等へ譲渡した牛が牛伝染性リンパ腫又はBSEと診断されたことで、組合員等が売渡額の一部又は全部を家畜商等へ返還した場合の返還額を証する書類（領収書等）

##### ウ 現地確認及び損害認定

#### (ア) 現地確認

組合等は、事故発生通知を受けたときは、遅滞なく、現地において以下の事項を確認

(以下「現地確認」という。)する(3段階制の場合にあつては、都道府県連合会に通知し、その上で、組合等及び都道府県連合会は、現地確認を行う。)

- ① 事故家畜が死亡廃用共済に付されていること
- ② 事故家畜に死亡廃用共済に係る共済事故が生じたこと
- ③ 特定事故であるか否か

#### (イ) 損害認定

現地確認の後、組合等(3段階制の場合にあつては組合等及び都道府県連合会)は、共済事故に係る家畜について、肉皮等残存物の価額又は廃用家畜の価額並びに手当金、補償金等の有無及びその額を調査して肉皮等残存物の価額又は廃用家畜の価額を算定し、免責事由を確認した上で、損害の額を認定する(このとき、組合等(3段階制の場合にあつては組合等又は都道府県連合会)は、死廃事故認定書(肉豚の場合は、現地確認書又は画像確認書)を作成する。)

その上で、組合等は家畜共済死廃事故記録に死廃事故認定書(肉豚の場合は、現地確認書又は画像確認書)の内容を記入し、支払共済金(3段階制の場合にあつては支払共済金及び請求保険金の額)を決定して、組合員等へ支払共済金の支払いを行う。

(注) ① 種豚又は特定肉豚の死亡(特定事故を除く。)に係るものであるときは、現地確認に代えて、豚の死亡事故に係る画像をもって確認することができる。

- ② 死亡事故の場合、組合等職員が現地確認を行い、獣医学的知見が必要な場合は、組合等獣医職員(3段階制の場合にあつては組合等獣医職員又は都道府県連合会獣医職員)が現地確認する。

廃用事故の場合、組合等獣医職員(3段階制の場合にあつては組合等職員及び都道府県連合会獣医職員)が現地確認を行う。ただし、2号廃用、4号廃用及びと畜後廃用事故(と畜場でBSE又は牛伝染性リンパ腫と診断されたもの)については、獣医職員以外の職員が行える。また、組合等獣医職員(3段階制の場合にあつては都道府県連合会獣医職員)が自ら現地において確認できない場合、以下のa又はbの方法により現地確認を行う。

- a 獣医職員が、獣医職員以外の職員から提供された家畜の映像及び音声について、現地に立ち会っている獣医師からの聞き取りをもって確認を行う。
- b 組合等の家畜診療所の所長が現地にて確認を行い、都道府県連合会獣医職員が、確認結果を記入した死廃事故認定書をもって確認を行う(3段階制の場合のみ)。

## (2) 疾病傷害共済

### ア 事故発生通知

組合員等は、病傷事故が発生したときは、次の①から⑤までを行わなければならない。

- ① 病傷事故が発生したときは、遅滞なく口頭、文書、電話等をもってその旨を組合等に通知するとともに獣医師の診療を求める。
- ② 指定獣医師の診療を受けた場合であつて、組合員等が自ら事故発生通知を行わないときは組合等への通知を当該獣医師に依頼する。
- ③ 受診時に加入証を提示する。

- ④ 受診時は原則として立ち会う。
- ⑤ 受診後は、診療を行った獣医師から診療内容等の説明を受ける。説明を受ける場合は、診療種別等通知書の交付を受け、これを3年間保存する。  
なお、診療種別等通知書の交付を受けられなかった場合には、速やかに当該書類と同様の内容を記録するよう努める。

## イ 損害通知

組合員等は、共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、次の方法により損害通知を行わなければならない。なお、組合員等が家畜診療所の診療を受けたときは、当該病傷事故の転帰をもって損害通知とする。

### (ア) 組合員等が共済金を受領する場合

次の①から③までの書類を組合等へ提出する。

- ① 病傷事故診断書
- ② 診療費の領収書又は金融機関への振込証等診療費の支払を明らかにする書類の写し
- ③ 医薬品販売業者から動物用医薬品を組合員等が購入し、獣医師が診療に際し当該動物用医薬品を使用した場合における当該動物用医薬品の領収書等当該動物医薬品の購入価格及び数量を明らかにする書類の写し

### (イ) 指定獣医師が共済金の代理受領の委任を受けた場合

次の①及び②の書類を組合等へ提出する。

- ① 家畜共済病傷事故共済金代理受領委任状
- ② 病傷事故診断書

## ウ 審査及び損害認定

組合等は、組合員等（又は依頼を受けた指定獣医師）から損害通知を受けたときは、以下により審査及び損害認定を行う。

### (ア) 形式審査

共済金請求のために提出された病傷事故診断書等について、aの方法により形式審査を行い、bの区分に分ける。

#### a 形式審査の方法

- ① 提出書類の確認
- ② 個体情報等の確認
- ③ 引受情報の確認
- ④ 共済関係に付されていることの確認
- ⑤ 免責事由の確認
- ⑥ （指定獣医師が共済金の代理受領の委任を受けた場合は、）代理受領委任状及び病傷事故診断書の確認

#### b 形式審査後の病傷事故診断書等の区分

- ① 形式審査上問題なし  
内容審査に提出する。
- ② 形式審査上問題あり

書類の不備、記入漏れ等形式審査で問題があるときは、その理由を付した返戻理由書を添えて当該病傷事故診断書等を提出した者に返戻する。

(イ) 内容審査

特定組合等（3段階制の場合にあつては都道府県連合会）は、毎月1回、形式審査において問題なしと区分された病傷事故診断書等の全てについて、共済金の支払対象となる診療行為であるかについて、その内容を審査する。

(ウ) 損害の額の認定

組合等（3段階制の場合にあつては組合等及び都道府県連合会）は、これら審査に基づき損害の額を認定する。その上で、組合等は家畜共済病傷事故記録に病傷事故診断書等の内容を記入し、支払共済金及び請求保険金の額を決定して、組合員等へ支払共済金の支払いを行う。



## 14. 共済責任の分担（法165、166、192、193、201、202、施行令21、23、30、32、36、38、規則210、231）

### (1) 保険関係及び再保険関係の成立

組合等と組合員等との間に共済関係が成立したときは、3段階制の場合にあつては、都道府県連合会と組合等との間に保険関係が、政府と都道府県連合会との間に再保険関係が、2段階制の場合にあつては、政府と特定組合等との間に保険関係が当然に成立する。

この都道府県連合会と組合等との間の保険関係は、組合等と組合員等との間に成立した共済関係ごと（包括共済関係にあつては包括共済家畜区分ごと、個別共済関係にあつては家畜ごと）に、当該共済関係に係る共済責任につき成立する。

また、都道府県連合会（又は特定組合等）と政府との間の再保険関係（又は保険関係）は、都道府県連合会（又は特定組合等）の事業年度ごとに、家畜共済に係る保険責任（又は共済責任）を一体としてこれにつき成立する。

### (2) 責任分担

#### ア 3段階制の場合

##### (ア) 組合等と都道府県連合会の保険関係

元受けである組合等は、組合等と組合員等との間に成立した共済関係ごとに、次の金額を都道府県連合会の保険に付し、残りの部分の責任を保有する。

$$\text{保険金額} = \text{共済金額} \times 80\% \text{（又は70\%）}$$

##### (イ) 保険料

$$\text{保険料} = \text{共済掛金} \times 80\% \text{（又は70\%）}$$

（注）診療技術料等を除く保険関係にあつては、上記金額に疾病及び傷害による損害のうち診療技術料等以外のものに対応する共済掛金率の共済掛金率に対する割合を乗じて得た金額。

##### (ウ) 保険金

$$\text{保険金} = \text{共済金} \times 80\% \text{（又は70\%）}$$

（注）診療技術料等を除く保険関係にあつては、「共済金」を「共済金（診療技術料等を除く。）」とする。

##### (エ) 都道府県連合会と政府の再保険関係

都道府県連合会と政府の再保険関係は、年間超過損害歩合再保険方式となる。

都道府県連合会は、事業年度ごとに、次の金額を、政府の再保険に付する。

$$\text{再保険金額（事業年度ごと）} = (\text{総保険金額} - \text{家畜通常責任保険金額}) \times 95\%$$

※家畜通常責任保険金額（事業年度ごと）

$$= \text{経過総保険金額（事業年度ごと、家畜共済区分ごと及び危険段階ごと）}$$

$$\times \text{危険段階別家畜通常標準被害率}$$

※経過総保険金額（事業年度ごと、家畜共済区分ごと及び危険段階ごと）

= 保険金額 × 経過した共済掛金期間 / 24

※危険段階別家畜通常標準被害率（危険段階ごと）

= 家畜通常標準被害率（家畜共済区分ごと）

× 基準共済掛金率（危険段階ごと） / 共済掛金標準率（共済掛金区分等ごと）

※家畜通常標準被害率（家畜共済区分ごと）

= 家畜各年被害率の標準的な水準を勘案して農林水産大臣が定める。

(オ) 再保険料

再保険料（事業年度ごと）

= 経過総保険金額（事業年度ごと、家畜共済区分ごと及び危険段階ごと）

× 危険段階別家畜再保険料基礎率 × 95%

※危険段階別家畜再保険料基礎率（危険段階ごと）

= 再保険料基礎率（家畜共済区分ごと）

× 基準共済掛金率（危険段階ごと） / 共済掛金標準率（共済掛金区分等ごと）

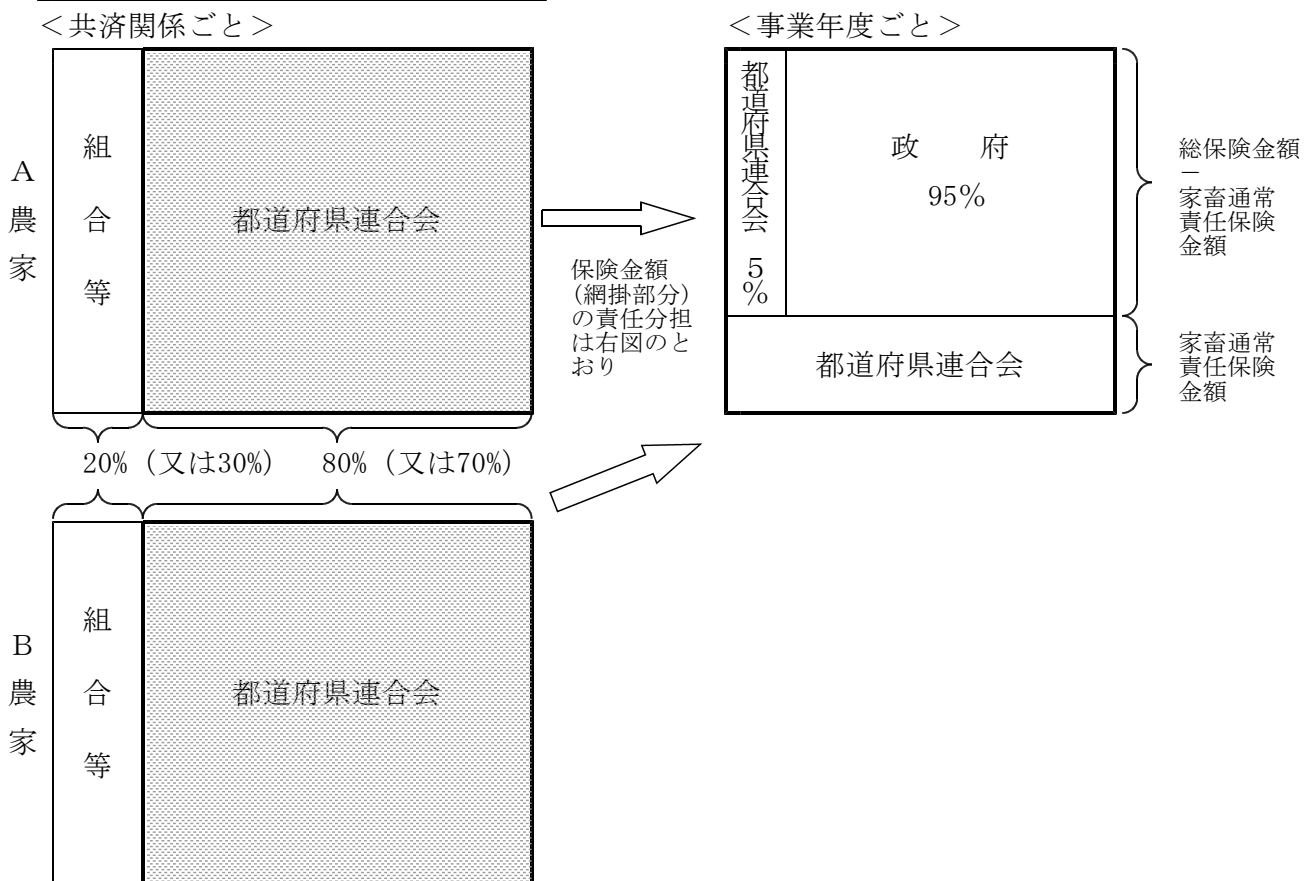
※再保険料基礎率（家畜共済区分ごと）

= 家畜通常標準被害率を超える家畜異常各年被害率を基礎に農林水産大臣が定める。

(カ) 再保険金

再保険金（事業年度ごと） = (総保険金 - 家畜通常責任保険金額) × 95%

家畜共済の責任分担図（3段階制）



イ 2段階制の場合

(ア) 特定組合等と政府の保険関係

特定組合等と政府の保険関係は、年間超過損害歩合再保険方式となる。

特定組合等は、事業年度ごとに、次の金額を、政府の保険に付する。

$$\text{保険金額（事業年度ごと）} = (\text{総共済金額} - \text{家畜通常責任共済金額}) \times 95\%$$

※家畜通常責任共済金額（事業年度ごと）

$$= \text{経過総共済金額（事業年度ごと、家畜共済区分ごと及び危険段階ごと）} \\ \times \text{危険段階別家畜通常標準被害率}$$

※経過総共済金額（事業年度ごと、家畜共済区分ごと及び危険段階ごと）

$$= \text{共済金額} \times \text{経過した共済掛金期間} / 24$$

※危険段階別家畜通常標準被害率（危険段階ごと）

$$= \text{家畜通常標準被害率（家畜共済区分ごと）} \\ \times \text{基準共済掛金率（危険段階ごと）} / \text{共済掛金標準率（共済掛金区分等ごと）}$$

※家畜通常標準被害率（家畜共済区分ごと）

$$= \text{家畜各年被害率の標準的な水準を勘案して農林水産大臣が定める。}$$

(イ) 保険料

保険料（事業年度ごと）

$$= \text{経過総共済金額（事業年度ごと、家畜共済区分ごと及び危険段階ごと）} \\ \times \text{危険段階別家畜保険料基礎率} \times 95\%$$

※危険段階別家畜保険料基礎率（危険段階ごと）

$$= \text{保険料基礎率（家畜共済区分ごと）} \\ \times \text{基準共済掛金率（危険段階ごと）} / \text{共済掛金標準率（共済掛金区分等ごと）}$$

※保険料基礎率（家畜共済区分ごと）

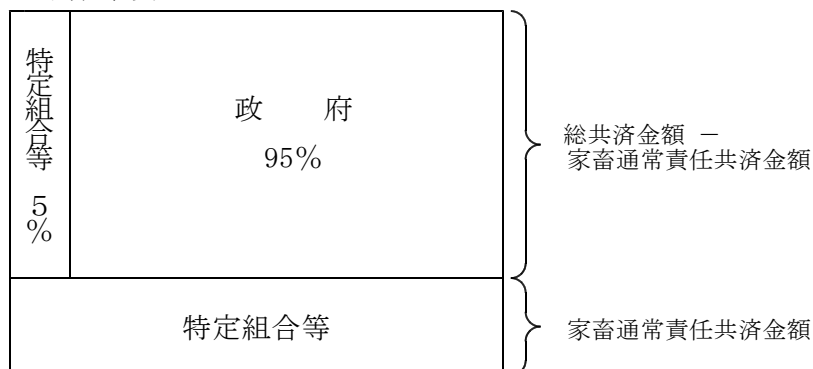
$$= \text{家畜通常標準被害率を超える家畜異常各年被害率を基礎に農林水産大臣が定める。}$$

(ウ) 保険金

$$\text{保険金（事業年度ごと）} = (\text{総共済金} - \text{家畜通常責任共済金額}) \times 95\%$$

家畜共済の責任分担図（2段階制）

<事業年度ごと>



## 15. 共済掛金国庫負担金の処理（法12、17、施行令2、規則3）

共済掛金国庫負担金は都道府県連合会又は特定組合等に交付するが、その交付は、当該都道府県連合会の組合員たる組合等又は特定組合等が引き受けした月別に共済掛金国庫負担金を合計して得た金額（以下「月別の国庫負担金」という。）と、月別の政府再保険料（2段階制の場合は政府保険料）を基礎として、次のように行われる。

### (1) 都道府県連合会交付金（又は特定組合等交付金）

月別の国庫負担金が月別の政府再保険料を超える場合には、超える部分の金額を当該都道府県連合会（又は特定組合等）に交付する。

### (2) 食料安定供給特別会計への再保険料の納入

月別の政府再保険料が月別の国庫負担金を超える場合には、超える部分の金額を食料安定供給特別会計へ再保険料として納入する。

## 16. 農業経営収入保険への移行に伴う共済関係の解除

### (1) 共済関係の解除

組合員等は、農業経営収入保険の保険関係を成立させようとするときは、家畜共済（育成乳牛及び育成・肥育馬に係る死亡廃用共済）の共済関係の解除を組合等に申し出るものとし、組合等は、当該保険関係の保険期間の開始の日の前日付けで共済関係を解除する。

### (2) 共済掛金の期末調整等

組合等は、(1)による共済関係の解除を行った場合は、期末調整を行い、当該組合員等に対し、共済掛金の差額及び事務費賦課金の一部(又は全部)の払戻し等を行う。

## 17. 損害防止（法125、法126、法127、法169、法172、法附則3、施行令附則抄3、規則附則抄4）

加入者は、加入家畜について通常すべき管理その他損害防止を怠ってはならない旨義務づけられている。また、組合等は損害防止に関し指導又は必要な処置の指示を行うとともに損害防止のため必要な施設をすることができる。

連合会等が組合等に指示した次の疾病に係る損害防止については、政府が経費の6割を負担する。

対 象 疾 病	対 象 家 畜
呼吸器疾患	牛
子宮内膜炎その他の繁殖障害の原因となる生殖器の疾病	牛の雌及び種豚の雌
運動器疾患（骨疾患及び運動器の腫瘍を除く。）	牛
牛伝染性リンパ腫	牛
乳房炎	乳牛
周産期疾患（第四胃変位、乳熱、ダウンー症候群及びケトン症に限る。）	乳牛

## 18. 家畜診療所（法128）

組合等及び都道府県連合会は、次の業務を行うために家畜診療所を設けることができる。

- (1) 加入家畜の診療
- (2) 損害防止
- (3) 家畜共済の引受及び損害認定に係る業務
- (4) 家畜共済の普及及び加入の推進
- (5) 畜産諸施策に対する協力
- (6) その他目的達成のため必要とする業務

(参考)

## 危険段階別共済掛金率の設定・適用について

### 1 危険段階別共済掛金率の設定（3年ごと）

危険段階別共済掛金率は、共済掛金標準率の改定に合わせて、次のとおり設定する。

#### (1) 組合員等ごとの平均損害率の整理

組合員等ごとの各年の損害率（＝共済金/標準共済掛金）を整理し、直近10年間の平均損害率を計算する。

※標準共済掛金

$$= \text{共済金額（年度内に経過した共済掛金期間に対応する部分の金額の合計）} \\ \times \text{告示料率}$$

※加入実績のない年の損害率は、平均的な損害率であったとみなして、100%とする。

※直近10年間は、共済掛金標準率の算定の基礎とした被害率の年次の最終年と当該直近年を揃える。

#### (2) 危険段階区分の設定

a 危険段階の区分数は、基準となる危険段階区分「0」を中心に上下10区分ずつの合計21区分とする。

b 各危険段階区分に対応する平均損害率の範囲は、危険段階区分「0」の平均損害率を「95～105%」と置き、10%の幅を基本として、等間隔に設定する。

※平均的な損害率（100%）のおおむね2倍以上の平均損害率を一括りとして、最高位の危険段階区分の平均損害率の範囲とする。

c 各危険段階区分の平均損害率の範囲に応じて、平均損害率が当該範囲に該当する組合員等を、当該危険段階区分に属するものとして整理する。

※新規加入者については、危険段階区分「0」に属するものとする。

d 各危険段階区分の平均損害率の代表値は、平均損害率の範囲の中央値とする。

※最高位の危険段階区分については、当該区分に属する組合員等の平均損害率を当該組合員等ごとの見込共済金額で加重平均して得た率を代表値とする（当該区分に属する組合員等がない場合は、200%を代表値とする。）。

#### (3) 危険指数の設定

a 各危険段階区分の危険指数を次のとおり設定する。

$$\text{危険指数} = \frac{\text{各危険段階区分の平均損害率の代表値}}{\text{最低位の危険段階区分の平均損害率の代表値}}$$

b 危険指数を次のとおり圧縮する。

(a) 共済掛金標準率に対する最低位の危険段階区分の基準共済掛金率の割合を、5割を超えない範囲内において決定する。

(b) 最高位の危険段階区分の危険指数（Kmaxと呼称する。）を圧縮する倍率を次式により算出する。

$$\text{圧縮する倍率} = \frac{r \times m + (1 - r) \times K_{\max} - 1}{r \times (m - 1)}$$

r : (a) で定めた割合

m : 各危険段階区分の見込共済金額の合計金額により加重平均した危険指数の平均値

c 算出した倍率までKmaxを圧縮し、これに応じて、各危険段階区分の危険指数を次式により圧縮する。

$$\text{圧縮後の危険指数} = (\text{圧縮前の危険指数} - 1) \times \frac{(\text{圧縮後の}K_{\max}) - 1}{(\text{圧縮前の}K_{\max}) - 1} + 1$$

(4) 危険段階別共済掛金率の決定

a 次式により、危険段階区分ごとに基準共済掛金率を算定する。

$$\text{各危険段階区分の基準共済掛金率} = \text{共済掛金標準率} \times \frac{\text{各危険段階区分の圧縮後の危険指数}}{\text{圧縮後の危険指数の平均値}}$$

b 各危険段階区分の基準共済掛金率を下回らない範囲内において、危険段階区分ごとに共済掛金率を決定する。

危険段階別共済掛金率の表（例）

危険段階区分	損害率 (%)		危険指数		危険段階別基準共済掛金率 (%)	危険段階別共済掛金率 (%)
	平均損害率 (*) の範囲	代表値	圧縮前			
10	195 ≤	295	118	4.00	6.000	6.000
9	185 ≤ * < 195	190	76	2.92	4.385	4.385
8	175 ≤ * < 185	180	72	2.82	4.231	4.231
~~~~~						
3	125 ≤ * < 135	130	52	2.31	3.462	3.462
2	115 ≤ * < 125	120	48	2.21	3.308	3.308
1	105 ≤ * < 115	110	44	2.10	3.154	3.154
0	95 ≤ * < 105	100	40	2.00	3.000	3.000
-1	85 ≤ * < 95	90	36	1.90	2.846	2.846
-2	75 ≤ * < 85	80	32	1.79	2.692	2.692
-3	65 ≤ * < 75	70	28	1.69	2.538	2.538
~~~~~						
-8	15 ≤ * < 25	20	8	1.18	1.769	1.769
-9	5 ≤ * < 15	10	4	1.08	1.615	1.615
-10	0 ≤ * < 5	2.5	1	1.00	1.500	1.500
				平均値		
				40	2.00	

## 2 共済関係に適用する共済掛金率の判定（毎年）

共済関係ごとに適用する危険段階区分は、組合員等の直近10年間の損害率により、次のとおり判定する。

### (1) 組合員等ごとの加重平均損害率の計算

a 組合員等ごとの各年の損害率を1の(1)と同様に整理する。

b aの損害率について、直近年ほど大きくなるウェイトによる加重平均を次のとおり計算する。

(a) 各年の損害率に、次に掲げるウェイトを乗じる。

#### 【ウェイト】

10年前	9年前	8年前	7年前	6年前	5年前	4年前	3年前	2年前	直近年
10	20	30	40	50	60	70	80	90	100

(b) (a)の10年間の合計を、ウェイトの合計である550で除す。

### (2) 危険段階区分の判定及び共済掛金率の適用

毎年、組合員等ごとの加重平均損害率により、適用すべき危険段階区分を判定し、その年の共済掛金区分等について対応する共済掛金率を、その年の共済関係に適用する。

※共済金の受取がなければ、危険段階区分は基本1段階ずつ下がる。